

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。
 施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(9)：人の避難体制の確保

<p>②-14 関係機関による避難広報の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ③-13、④-6</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を広く発信している。 大阪市消防局では、大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。 大阪市港湾局では、遠地地震時(H22チリ地震、H23東日本大震災)に大阪海上保安監部とともに船舶による巡視・広報を実施。また、防災行政無線等を利用し、避難呼びかけの情報伝達訓練を実施した。</p>
---	---	--	--	---

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービスの運用開始（平成23年度）。 ・「緊急通報システム」による防災担当職員へのメール配信。 ・同報系防災行政無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。 <p>【大阪市此花区役所】</p> <p>災害時にはツイッターにより注意を呼びかけることとなっている。本年度については、台風の際に暴風警報等の情報を発信した。</p> <p>【大阪市港区役所】</p> <p>日常からツイッターやホームページによる防災情報（災害情報や地域での防災訓練開催や結果など）の提供を行っている。</p> <p>【大正区役所】</p> <p>ツイッター、フェイスブックを利用した幅広い層に対する情報発信の実施。</p> <p>【大阪市住之江区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に区の公用車、ツイッター、フェイスブック、防災スピーカー等を利用して災害情報や避難情報を発信することとしており、区災害対策本部設置運用訓練において、実施体制を定期的に検証。 ・ツイッターによる情報発信やHPによる地域防災訓練についての発信を行っている。 ・AR機能がある防災アプリの普及・啓発。 <p>【大阪市港湾局】</p> <p>（海務）</p> <p>港湾労働者及び来訪者を対象とした広報車等を利用した広報活動の体制を確保する。</p> <p>（防災）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度大阪市震災総合訓練において、MCA無線による避難呼びかけを実施。 ・海岸法に基づき「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定（平成28年3月）。防潮扉管理協定者へ上記要綱を配布し、避難場所を定めること等の啓発を行った。 ・港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設。（平成28年6月） 	<p>【大阪市此花区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気や通信が使用できない場合の代替手段の検討が必要。 ・今後も災害時にツイッターによる啓発を継続する。 <p>【大阪市港区役所】</p> <p>今後も継続してツイッターによる防災情報の発信を行っていく。</p> <p>【大正区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所管の公用車を利用した災害時広報の検討が必要である。 ・ツイッター、フェイスブックを利用した幅広い層に対する情報発信を継続する。 <p>【大阪市住之江区役所】</p> <p>これまでの取組みを引き続き実施する。</p> <p>【大阪市港湾局】</p> <p>（防災）</p> <p>今後も引き続き啓発を行っていく。</p>

<p>②-15 海上からの避難広報の実施</p> <p style="text-align: right;">【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ③-17、④-8</p>				<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 大阪市消防局では大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する体制を確保。 大阪市港湾局では、所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施する。</p>
平成28年度					
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容				アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等	
<p>【大阪海上保安監部】 部内訓練による手順等確認を継続して実施。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 公共保有船による海上からの避難情報の提供検討。 (海上保全) 所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施。</p>				<p>【大阪市港湾局】 (海上保全) ・所属船舶の保全(避難)との兼ね合いについて現場判断が必要。 ・広報音声の作成及び再生機器・船外マイクの整備など。 ・実施可能な状況であれば対応。</p>	

<p>②-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する また、複数の情報手段を検討する</p> <p>【関連アクション】 ③-16、④-7</p>	<p>■</p>	<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市港湾局は、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。なお、防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置により情報の伝達は可能となっている。 大阪港運協会は、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。</p>
---	----------	---	---

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービスの運用開始（平成23年度）。 ・「緊急通報システム」による防災担当職員へのメール配信。 ・同報系防災行政無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。 <p>【大阪港運協会】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する。また複数の情報伝達を検討する。</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度大阪市震災総合訓練において、MCA無線による避難呼びかけを実施。 ・海岸法に基づき「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定（平成28年3月）。 防潮扉管理協定者へ上記要綱を配布し、避難場所を定めること等の啓発を行った。 ・港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設。（平成28年6月） 	<p>【大阪港運協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪湾港湾機能継続計画推進協議会に参加検討しているが、会員に周知できていない。 ・津波情報はマスコミ(テレビ・ラジオ・INTERNET)のほうが早い。 <p>【大阪市港湾局】 (防災) 今後も引き続き啓発を行っていく。</p>

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		
アクション目標(10)：堤内地の浸水被害低減体制の確保					
<p>②-18 防潮扉閉鎖不可時の情報伝達の検討 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 防潮扉が万一閉鎖できない場合の情報連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】</p>		■		<p>【実施主体】</p> <p>大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>防潮扉管理企業 水防団</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体とも連絡体制はおおむね整備済み。今後も必要な情報共有が図れるよう無線通信訓練等を実施していき、問題点があれば改定していく。</p>

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪府政策企画部危機管理室】 水防要領による連絡体制により実施予定。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室】 水防要領による連絡体制により実施予定。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 西大阪治水事務所水防勤務要領に定められた連絡体制により、適宜情報伝達を行い、情報の共有化を図る。</p> <p>【大阪市危機管理室】 災害対策本部において、災害時優先電話や無線電話等により、防潮扉等の閉鎖状況について情報収集することとしている。</p> <p>【大阪市此花区役所】 港湾局より情報提供されている閉鎖状況の確認方法により、閉鎖状況を確認できるようになった。この情報をもとにツイッターや防災スピーカー等より情報伝達を実施する予定。</p> <p>【大阪市港区役所】 防潮鉄扉開閉操作訓練や震災訓練を通じて無線通信訓練を実施している。</p> <p>【大正区役所】 区本部設置運用訓練において、防潮扉閉鎖情報への対応訓練を実施（9月、1月）。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 災害時において港湾部から、万一防潮扉等を閉鎖できない旨の情報伝達があった場合は、あらゆる情報伝達手段を用いて避難広報活動を行うが、各地域災害対策本部に情報伝達し、地域における避難広報を要請する。また避難所開設運営訓練において、情報伝達体制を定期的に検証。</p> <p>【大阪市港湾局】 （機械） 直営にて無線通信訓練を3か月/回実施し、閉鎖不可時等の応急対応に備えている。</p> <p>（防災） ・防災行政無線の情報連絡網を作成している。 ・平成28年度大阪市震災総合訓練において、防潮扉閉鎖不可時の対応として、情報連絡網を活用して区役所等関係機関へ防災行政無線（FAX）による情報伝達訓練を実施。</p>	<p>【大阪府都市整備部事業管理室】 訓練等を通じて、問題点があれば改定していく。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 災害発生時に必要な情報共有が図れるよう、今後とも防災訓練などにおいて、円滑な情報交換を行うよう工夫していく。</p> <p>【大阪市此花区役所】 ・電気や通信が使用できない場合の代替手段の検討が必要。 ・大雨警報時などを中心として定期的に閉鎖状況画面の確認を行い、平時より連携を密に取り、災害時に活用できるように備える。</p> <p>【大阪市港区役所】 ・今後も同様に実施していく。 （現在実施している訓練は、津波から身を守ることに重点を置いており、今後も継続していく必要はまだあると思うが、津波到達以降、不幸にして水が入った時の対応や、それ以降の対応についても今後検討し、訓練していく必要があると考える。）</p> <p>【大正区役所】 ・情報伝達を円滑に行うため、職員の通信機器の操作に係る訓練を継続していく必要がある。 ・区本部設置運用訓練（9月、1月）。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 ・避難所開設運営訓練において地域災害対策本部と区災害対策本部との情報伝達訓練を実施していない地域がある。 ・避難所開設運営訓練において地域災害対策本部と区災害対策本部との情報伝達訓練を持続的に実施し、これまで実施していない地域に対しては、実施に向けた支援・調整を行っていく。</p> <p>【大阪市港湾局】 （機械） 円滑な無線通信を行い、迅速に閉鎖不可時等に対応できることが課題。 （防災） 今後も引き続き実施していく。</p>

アクション目標(14)：情報伝達体制の確保

<p>②-25 緊急時における情報伝達手段の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する</p> <p>【関連アクション】 ④-14</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪市建設局 臨港4区役所 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市建設局では、気象庁からの情報をメール等を活用し携帯電話で受信、また、国や府からの情報をFAX等で受信し電話で着信等を確認している。さらに、その他エリアメールを活用した情報収集を実施。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p>
--	--	--	---	--

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービスの運用開始（平成23年度）。 ・「緊急通報システム」による防災担当職員へのメール配信。 ・同報系防災行政無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。 <p>【大阪市建設局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水門施設：動作確認点検は毎月1回実施。電気設備の詳細点検は年1回実施。 ・防潮扉：操作・管理を実施している民間事業者と共に、動作確認点検を年1回実施。 ・防潮堤：構造物全般の点検を年1回実施。 <p>【大阪市港湾局】 (電気・防災)</p> <p>通信インフラ断絶時においても防潮扉管理者へ「防潮扉集中監視装置」のMCA無線を使用し確実に情報伝達及び確認が可能である。</p>	<p>【大阪市建設局】 継続的に実施。</p>

<p>②-26 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-11</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置による津波情報の伝達は可能。</p>
---	---	--	--	--

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪港運協会】 貨物などの浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報伝達体制の検討・実施。 (防災) 防潮扉の管理協定者に対し、「防潮扉集中監視装置」による情報伝達訓練を毎月1回実施している。</p>	<p>【大阪港運協会】 防潮扉管理企業への津波情報伝達実施訓練を行う。 (今後⇒大阪市港湾局の決定を待つ。)</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災) 今後も、継続的に実施する。</p>

<p>②-27 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-12、⑤-4</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>
---	---	--	---	---

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市港湾局】 (防災) 大阪港地震・津波対策アクションプラン課題別小会議にて意見交換を行っている。</p>	<p>【大阪市港湾局】 (防災) 今後も引き続き意見交換を行っていく。</p>

<p>②-28 防災に関する関係行政機関との情報共有化 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う</p> <p>【関連アクション】 ④-13</p>		■	<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>各実施主体において、次の会議・訓練などを開催し、情報共有化を図っている。</p> <p>○会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会 ・府県との災害協定の見直しによる意見交換会 ・大阪湾港湾機能継続計画推進協議会 ・近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議 ・近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ ・大阪湾港湾広域防災協議会 ・大阪湾津波防災対策に関する打合せ ・津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ ・南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会 <p>○訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点にて、現地総合訓練 ・淀川水防・大阪府地域防災総合演習 ・大阪府地震・津波災害対策訓練 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣情報(TEC-FORCE通信)をHPで情報発信(近畿地方整備局) ・ハザードマップポータルサイト、DiMAPS(統合災害情報システム)をHPで情報発信 ・震災対策技術展、防犯防災総合展、建設技術展での講演、パネル展示等 ・「防災とボランティアの日」講演会
--	--	---	--	---

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局企画部】</p> <p>①訓練</p> <p>○平成28年度 大阪府地域防災総合演習（5月21日実施） 参加機関：近畿地方整備局、大阪府、大阪市など 参加内容：TEC-FORCE、防災ヘリコプター、排水ポンプ車等を派遣、災害対策車両・パネル展示</p> <p>②講演関係</p> <p>○「震災対策技術展」大阪（6月2日～3日実施） 主催：「震災対策技術展」大阪実行委員会 後援：国土交通省、大阪府、大阪市など 参加内容：パネルディスカッション、講演、パネル展示</p> <p>○防犯防災総合展（6月9日～10日実施） 主催：防犯防災総合展実行委員会、テレビ大阪株式会社 後援：国土交通省、大阪府、大阪市など 参加内容：講演、災害対策車両・パネル展示</p> <p>○建設技術展（10月26日～27日実施） 主催：日刊建設工業新聞社、（一社）近畿建設協会 後援：近畿地方整備局、大阪府、大阪市など 参加内容：パネル展示</p> <p>○「防災とボランティアの日」講演会（1月18日実施） 主催：近畿地方整備局、大阪管区気象台、一般社団法人近畿建設協会</p> <p>③情報通信</p> <p>○災害時に当局から派遣情報（TEC-FORCE通信）をHPで情報発信。 ○ハザードマップポータルサイト、DI MAPS（統合災害情報システム）をHPで情報発信。</p> <p>④会議等</p> <p>○市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会 ○府県との災害協定の見直しによる意見交換会</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】</p> <p>①「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会（大阪湾における港湾活動BCP検討委員会から名称変更）」を開催し、大阪湾諸港の災害時の機能継続について検討・情報共有を図る。（H20～実施中）</p> <p>②「近畿地方の港湾における地震津波対策検討会議」を開催し、「近畿地方の港湾における地震・津波対策の基本方針」を策定した。これに対応した具体的な対策計画について、各港ごと府県単位で検討を実施中。（H23～実施中）</p> <p>③「近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ」にて、「広域津波対策基本方針」及び「広域津波対策アクションプラン」を策定し、津波被害の最小化を目指した各機関が実施する津波対策について連携・情報共有を図っている。（H17～実施中）</p> <p>【大阪海上保安監部】 各種会議による情報共有を継続。 【大阪府政策企画部危機管理室】 水門閉鎖時の連絡体制の確立など、情報の共有化を図っている。 【大阪府都市整備部事業管理室】 水門閉鎖時の連絡体制の確立など、情報の共有化を図っている。 【大阪府都市整備部河川室】 ・年2回の地震津波訓練を通じて、府市が連携した情報伝達訓練を実施。 ・今年度訓練で「閉鎖不能の施設」の情報を、施設管理者から市危機管理部局で直接連絡する訓練を実施。</p>	<p>【近畿地方整備局企画部】 引き続き実施する。</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 引き続き、協議会・検討会議・ワーキンググループで検討した地震・津波対策について、検討及びフォローアップを実施していく。</p> <p>①「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」について、課題の検討・情報共有のため必要に応じて協議会・部会（訓練を含む）を開催し、各機関・組織の連携を図る予定。 ②「近畿地方の港湾における地震・津波対策の基本方針」に対応した具体的な対策計画について検討し、地震津波対策を推進していく予定。 ③「近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ」について、5年ごとにアクションプランを更新し、各機関が連携した津波被害の最小化を目指す。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室】 訓練等を通じて、問題点があれば改定していく。 【大阪府都市整備部河川室】 行政間訓練だけでなく、湾岸エリアの事業者や事業者を交えた合同訓練が必要。 【大阪府西大阪治水事務所】 災害発生時に必要な情報共有が図れるよう、今後とも防災訓練などにおいて、円滑な情報交換を行うよう工夫していく。 【大阪市危機管理室】 継続的に関係会議に参加していく。 【大阪市建設局】 継続的に実施。 【大阪市港湾局】 継続的に関係会議に参加していく。</p>

【大阪府西大阪治水事務所】

西大阪治水事務所水防勤務要領に定められた連絡体制により、適宜情報伝達を行い、情報の共有化を図る。

【大阪市危機管理室】

防災に関する会議等に参加し、関係行政機関との情報共有化に努めている。

【大阪市建設局】

・府市の防潮関連部門（河川・港湾）の参加による、「大阪湾津波防災対策に関する打合せ」を開催し、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。

・国府市の防潮部門の参加による「津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ」を開催し、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間で情報共有を進めている。

・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加による「南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会」により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有も行っている。

【大阪市消防局】

消防に關係する會議等に積極的に参画している。

【大阪市港湾局】

（計画）

・大阪湾港湾広域防災協議会（H29.3予定 第4回協議会）

・大阪湾機能継続計画推進協議会（H29.2.28予定 第9回協議会）

・石油コンビナート防災対策技術研究会

研究機関が連携し、大規模な地震・津波による油類流出被害のリスク解析とそれを軽減する新技術の検討を目的とした研究会にオブザーバー参加（H28～）

（海務）

防災に關係する關係行政機関との情報共有化の実施方法を検討し、体制の構築を行う。

（防災）

關係する會議に参加し、情報共有を図っている。

<p>②-29 関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施 【達成】</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、定期的に会議等を開催し、情報共有を図っている。</p> <p><大阪湾港湾広域防災協議会> 大規模地震や津波による複数の港湾にまたがる広域災害が発生時に、大阪湾諸港の港湾機能が麻痺又は低下することによる国民生活等への影響を最小限とすべく、関係行政機関が相互に協力し、港湾機能を継続するために、必要な事項を協議。</p> <p><大阪湾津波防災対策に関する打合せ> 府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。</p> <p><津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> 国・府・市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。</p> <p><南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会> 国、大阪府、大阪市、兵庫県、和歌山県、堺市で、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有を行っている。</p> <p><湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議> 湾岸5区(臨港4区及び西淀川区)と危機管理室で対策の見直しや新たな課題への対策等を協議。</p>
<p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する</p> <p>【関連アクション】 ④-15</p>				

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局企画部】 定期的に会議等を開催し、情報共有を図る。 ○市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会 ○府県との災害協定の見直しによる意見交換会</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 関係する会議に参加し、情報共有を進める。</p> <p>【大阪海上保安監部】 各種会議による情報共有を継続。</p> <p>【大阪府警察本部】 ・関係機関と防災会議の定期的な実施。 ・防災に関する関係機関との情報共有化。</p> <p>【大阪府政策企画部危機管理室】 水防訓練の共同実施者との定期的な連絡会議の開催など。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室】 水防訓練の共同実施者との定期的な連絡会議の開催など。</p> <p>【大阪府都市整備部河川室】 ・年2回の地震津波訓練を通じて、府市が連携した情報伝達訓練を実施。 ・今年度訓練で「閉鎖不能の施設」の情報を、施設管理者から市危機管理部局で直接連絡する訓練を実施。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 多方面との防災連絡会議などについては、大阪府事業管理室と共有する。</p> <p>【大阪市危機管理室】 防災に関する会議等に参加し、関係行政機関との情報共有化に努めている。</p> <p>【大阪市建設局】 ・府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加による、「大阪湾津波防災対策に関する打合せ」を開催し、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。 ・国府市の防潮部門の参加による「津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ」を開催し、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。 ・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加による「南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会」により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有も行っている。</p> <p>【大阪市消防局】 消防に関係する会議等に積極的に参画している。</p> <p>【大阪市此花区役所】 湾岸に位置する5区で随時に会議を開催し、情報交換、課題の検討を行った。</p> <p>【大阪市港区役所】 定期的に開催される湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議に参加。</p> <p>【大正区役所】 「湾岸部津波対策の推進に係るワーキング」の開催(5回)。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 区長会安全環境防災部会湾岸5区津波対策PTの枠組みで臨港4区と西淀川区、危機管理室で定期的に津波対策の実施状況の検証し、対策の見直し、新たな課題への対策を協議し、必要に応じて関係局と調整。</p>	<p>【近畿地方整備局企画部】 引き続き実施する。</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 引き続き実施する。</p> <p>【大阪府警察本部】 ・引き続き防災会議を実施。 ・毎年、大阪府水防訓練、大阪府防災訓練、大阪市防災訓練、近畿地方整備局・堺市防災訓練に参加。</p> <p>【大阪府政策企画部危機管理室】 訓練等を通じて、問題点があれば改定していく。</p> <p>【大阪府都市整備部河川室】 行政間訓練だけでなく、湾岸エリアの就業者や事業者を交えた合同訓練が必要。</p> <p>【大阪市危機管理室】【大阪市港湾局】 継続的に関係会議に参加していく。</p> <p>【大阪市建設局】 継続的に実施。</p> <p>【大阪市此花区役所】 ・検討している課題解決に、各局をはじめ大阪府、国、民間など様々な協力が必要である。 ・今後も会議を継続し、課題解決をめざす。</p> <p>【大阪市港区役所】 定期的に開催される湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議に参加。</p> <p>【大正区役所】 ・同ワーキングにより取り上げられた津波避難に係る各項目の課題整理を図っていく必要がある。 ・現在、湾岸部津波対策ワーキングで取組んでいる津波対策に係る各項目は、各局所管の施設及び車両の活用や遺体処理の方法など、湾岸部だけで完結するものではないため、今後、市全体での取り組みを進めていく必要がある。 ・継続。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 これまでの取組みを引き続き実施する。</p> <p>【大阪港運協会】 港湾・河川構造物の耐震性能評価を急ぎ、ハード面における情報共有を行う。 (今後⇒大阪市港湾局の決定を待つ。)</p> <p>【大阪フェリー協会】 しかるべき関係機関頼みの立場。</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災) 継続して会議を開催する。</p>

【大阪船主会】

会議の内容を会員各社へ水平展開。

【大阪港運協会】

大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等について検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する。

【大阪フェリー協会】

関係機関との定期的な防災連絡会議（委員会）の実施。

【大阪市港湾局】

（計画）

・大阪湾港湾広域防災協議会（H29.3予定 第4回協議会）

・大阪湾機能継続計画推進協議会（H29.2.28予定 第9回協議会）

・石油コンビナート防災対策技術研究会

研究機関が連携し、大規模な地震・津波による油類流出被害のリスク解析とそれを軽減する新技術の検討を目的とした研究会にオブザーバー参加（H28～）

（海務）

大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により対策の検証等を行うため、定期的な防災連絡会議の実施。

（防災）

大阪港地震・津波対策連絡会議及び大阪港地震・津波対策アクションプラン課題別小会議を開催。

施策の方向性③：避難・救助を支援する
施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(18)：人の避難の迅速化

<p>③-12 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-5</p>	■			<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局河川部では、河川利用者に対し、津波に関する情報提供を発信する為の情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備済み。 大阪市危機管理室では、同報系防災行政無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持。 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。</p>
--	---	--	--	--	--

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局河川部】 河川利用者に対し、津波に関する情報提供を発信する為の情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備済み。 【大阪府政策企画部危機管理室】 おおさか防災ネットを活用する等により、避難情報の共通発信を行っている。 【大阪市危機管理室】 同報系防災行政無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持。 【大阪市港湾局】 (施設管理) 鉄扉閉鎖訓練、防災本部との情報交換。 (海務) 確実な避難を促すため関係機関と発信方法や発信体制の検討及び実施する。 (防災) 防潮扉の管理協定者に対し、「防潮扉集中監視装置」による情報伝達訓練を毎月1回実施している。</p>	<p>【大阪市港湾局】 (施設管理) 継続して実施予定。 (防災) 今後も、継続的に実施する。</p>

<p>③-13 関係機関による避難広報の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-14、④-6</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を広く発信している。 大阪市消防局では、大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。 大阪市港湾局では、遠地地震時(H22チリ地震、H23東日本大震災)に大阪海上保安監部とともに船舶による巡視・広報を実施。また、防災行政無線等を利用し、避難呼びかけの情報伝達訓練を実施した。</p>
--	---	--	---	---

<p>③-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-16、④-7</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市港湾局は、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。なお、防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置により情報の伝達は可能となっている。 大阪港運協会は、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。</p>
--	---	--	---	---

<p>③-17 海上からの避難広報の実施 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-15、④-8</p>				<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 大阪市消防局では大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する体制を確保。 大阪市港湾局では、所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施する。</p>
---	--	--	--	---	---

施策の方向性④：情報の共有化を図る
施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(21)：避難情報の充実

<p>④-5 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-12</p>				<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局河川部では、河川利用者に対し、津波に関する情報提供を発信する為の情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備済み。 大阪市危機管理室では、同報系防災行政無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持。 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。</p>
--	--	--	--	---	---

<p>④-6 関係機関による避難広報の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-14、③-13</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を広く発信している。 大阪市消防局では、大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。 大阪市港湾局では、遠地地震時(H22チリ地震、H23東日本大震災)に大阪海上保安監部とともに船舶による巡視・広報を実施。また、防災行政無線等を利用し、避難呼びかけの情報伝達訓練を実施した。</p>
---	---	--	---	---

<p>④-7 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-16、③-16</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市港湾局は、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。なお、防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置により情報の伝達は可能となっている。 大阪港運協会は、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。</p>
--	---	--	---	---

<p>④-8 海上からの避難広報の実施 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-15、③-17</p>	■	→	<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 大阪市消防局では大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する体制を確保。 大阪市港湾局では、所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施する。</p>
--	---	---	---	---

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		
アクション目標(23)：情報伝達機能の確保					
<p>④-11 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-26</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置による津波情報の伝達は可能。</p>
<p>④-12 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-27、⑤-4</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>

<p>④-13 防災に関する関係行政機関との情報共有化 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う</p> <p>【関連アクション】 ②-28</p>	■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 各実施主体において、次の会議・訓練などを開催し、情報共有化を図っている。</p> <p>○会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会 ・府県との災害協定の見直しによる意見交換会 ・大阪湾港湾機能継続計画推進協議会 ・近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議 ・近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ ・大阪湾港湾広域防災協議会 ・大阪湾津波防災対策に関する打合せ ・津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ ・南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会 <p>○訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点にて、現地総合訓練 ・淀川水防・大阪府地域防災総合演習 ・大阪府地震・津波災害対策訓練 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣情報(TEC-FORCE通信)をHPで情報発信(近畿地方整備局) ・ハザードマップポータルサイト、DiMAPS(統合災害情報システム)をHPで情報発信 ・震災対策技術展、防犯防災総合展、建設技術展での講演、パネル展示等 ・「防災とボランティアの日」講演会
--	---	--	--

<p>④-14 緊急時における情報伝達手段の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-25</p>	■	<p>【実施主体】 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪市建設局 臨港4区役所 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を実施中。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。</p> <p>大阪市建設局では、気象庁からの情報をメール等を活用し携帯電話で受信、また、国や府からの情報をFAX等で受信し電話で着信等を確認している。さらに、その他エリアメールを活用した情報収集を実施。</p> <p>臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p>
---	---	---	--

<p>④-15 関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する</p> <p>【関連アクション】 ②-29</p>		<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>各実施主体において、定期的に会議等を開催し、情報共有化を図っている。</p> <p><大阪湾港湾広域防災協議会> 大規模地震や津波による複数の港湾にまたがる広域災害が発生時に、大阪湾諸港の港湾機能が麻痺又は低下することによる国民生活等への影響を最小限とすべく、関係行政機関が相互に協力し、港湾機能を継続するために、必要な事項を協議。</p> <p><大阪湾津波防災対策に関する打合せ> 府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。</p> <p><津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> 国・府・市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。</p> <p><南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会> 国、大阪府、大阪市、兵庫県、和歌山県、堺市で、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有を行っている。</p> <p><湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議> 湾岸5区(臨港4区及び西淀川区)と危機管理室で対策の見直しや新たな課題への対策等を協議。</p>
---	--	--	---

施策の方向性④：情報の共有化を図る
 施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(25)：支援情報の発信

<p>④-17 被災後の使用可能港湾施設情報の提供 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-2</p>				<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局では、大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討しているところである。 「被害情報収集発信システム」に代わるものとして、国土交通省共通のシステムとして「DiMAPS」の運用を開始した。</p>
---	--	--	--	--	--

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局港湾空港部】 大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討しているところである。 「被害情報収集発信システム」に代わるものとして、国交省共通のシステムとして「DiMAPS」の運用を開始した。</p> <p>【大阪市港湾局】 (計画・防災) ・「大阪港BCP」において、協議会構成員による施設等の被害状況の確認を位置付けている。 ・H29.1.17に緊急連絡網による情報伝達訓練を実施し、被害状況の情報共有を図った。</p>	

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(27)：復旧支援体制の確保

<p>⑤-2 被災後の使用可能港湾施設情報の提供 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-17</p>			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局では、大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討しているところである。 「被害情報収集発信システム」に代わるものとして、国土交通省共通のシステムとして「DiMAPS」の運用を開始した。</p>
--	--	--	--	--

<p>⑤-4 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-27、④-12</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>
---	--	--	---	---